

食のまちづくり推進活動補助金交付要綱

(目的)

第1条 この事業は、第3次佐伯市食育推進計画（平成30年5月策定）に基づき、市民団体等が行う食育推進活動に要する費用に対し、予算の範囲内において佐伯市食のまちづくり推進活動補助金（以下「補助金という」）を交付するものとし、この補助金交付に関しては、佐伯市補助金等交付規則（平成17年3月3日 規則第56号以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金交付の対象事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 食育に関する講演会等
- (2) 地産地消につながる食の知識を普及するための料理教室
- (3) 食農漁体験につながる食の生産現場との交流と体験の場をつくることを目的とした農林漁業体験、収穫体験 等
- (4) 食（食材）の普及に係る調査、研究費
- (5) さいきオーガニック憲章の普及啓発に関する事業
- (6) その他特に市長が必要と認める食育、食のまちづくりの推進に関する事業

(補助対象外経費)

第3条 補助の対象とならない事業又は経費は、次に掲げる事業とする。

- (1) 営利を目的に実施する事業
- (2) 本市の他の補助金を受けている事業又は交付を予定している事業

(補助対象者)

第4条 補助金の対象となる者は市内に在住、在勤、在学で市民を対象とした第2条の事業を実施する団体及び市長が認めたもの

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は別表に定めるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の交付額は、1事業につき15万円を上限とする。

但し、事業内容によっては市長の認める額

(事前審査)

第7条 この補助金の申請を予定する者は、次の各号に掲げる書類を添えて審査を受けなければならない。

- (1) 食のまちづくり推進活動事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(事業の採択)

第8条 審査において、採択を受けた事業については、規則により交付申請を行うものとする。

(予算の執行)

第9条 予算の執行については、規則による。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別 表（第5条関係）

対象経費	1 謝礼金等（講師等への謝礼、調査、研究等に係る謝礼） 2 旅費（交通費、通行料金等） 3 消耗品費（消耗品、材料、書籍等の購入費、チラシなどの印刷製本費） 4 使用料、賃借料（会場使用料、機器等の賃借料） 5 上記以外の経費で市長が必要と認める経費
対象外経費	1 領収書がないもの、使途不明なもの 2 備品の取得（1万円以上のもの） 3 実施主体の管理、運営に係る経費（事務所等の賃貸料、光熱水費、電話料、人件費等）